

亀岡市スポーツ協会設立 70 周年記念特別表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、亀岡市スポーツ協会設立 70 周年を記念して、京都府民総合体育大会総合成績において優秀な成績を納め、多大な貢献があった団体（チーム）を特別表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰の区分及び被表彰者に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 70 周年記念特別表彰

令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）に、京都府民総合体育大会において優勝した団体（チーム）

※但し、令和 3 年度の大会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、開催を中止した競技もあったことから、市町村対抗競技大会としては得点・順位を競わない方式（交流大会）での競技大会となったため令和 3 年度に限り対象外とする。

(表彰団体の決定)

第 3 条 表彰団体は、本協会表彰規程に基づく選考委員会で選考決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰の方法は、表彰状を授与して行う。

第 5 条 この規程に定めるほか本表彰に関し必要な事項は会長が定める。

付 則 この規程は、令和 7 年度に施行し、本表彰の終了をもって廃止する。